

四日市市スポーツに関する事務の移管に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成30年3月23日

四日市市教育長 葛西文雄

#### 四日市市教委規則第4号

四日市市スポーツに関する事務の移管に伴う関係規則の整備に関する規則

(規則の廃止)

第1条 四日市市スポーツ推進委員に関する規則(昭和38年教育委員会規則第93号)は、廃止する。

第2条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和52年教育委員会規則第11号)は、廃止する。

第3条 四日市ドーム管理規則(平成9年教育委員会規則第6号)は、廃止する。

第4条 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成26年教育委員会規則第8号)は、廃止する。

第5条 橋北交流会館運動施設の利用に関する規則(平成28年教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会スポーツ課)